

大阪府子ども計画(素案)に対する府民ご意見・ご提言と大阪府の考え方について(概要)

「大阪府子ども計画」の策定に当たり、大阪府子ども家庭審議会で作成した素案を示し、府民の皆様のご意見・ご提言を募集しました。その結果及びご意見・ご提言と大阪府の考え方(概要)についてまとめましたのでお知らせします。

1. 募集対象項目

大阪府子ども計画(素案)

2. 募集期間

令和6年12月18日(水曜日)から令和7年1月16日(木曜日)

3. 募集

インターネット、郵便、ファクシミリのいずれかの方法により意見等を募集しました。

4. 提出されたご意見等の件数

137人の方・団体からのべ173件(うち、意見の公表を望まないもの33件)のご意見・ご提言をいただきました。

5. 大阪府子ども計画(案)の取りまとめ・ご意見等の概要とこれに対する考え方

いただいたご意見・ご提言は類似のご意見・ご提言があったため、これらを整理し、内容により、大阪府子ども計画に反映又は今後の施策の参考といたします。

大阪府子ども計画ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/kodomo_seisyonen/keikaku.html

6. 結果等の閲覧

上記のホームページのほか、大阪府子ども家庭審議会のホームページにおいても閲覧可能です。

大阪府子ども家庭審議会ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/kodomo_seisyonen/kodomokatei/index.html

1. 第3章(計画でめざす基本的な目標)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
1-1	1. 基本理念や2. 基本的視点に、子どもの声を聴き、施策の策定・実施・評価をしていくことを位置付けるべき。また、今回の計画(素案)も、策定にあたって子どもの声が聴きとられたことの記載が見当たらなかった(社会的養育推進計画以外)。計画の実施にあたっては、子どもの声を聴き取りながら進めるべき。	大阪府子ども計画の策定にあたっては、インターネットを活用した子ども・若者向けのアンケートを実施し、広く子ども・若者の意見を聴取する他、大阪府子ども家庭審議会に子ども・若者当事者委員を任命して意見を聴取するとともに、子ども・若者にも大阪府子ども計画の内容を理解してもらえるよう、こども大綱と同様、子ども計画(やさしい版)を作成するなど、子ども・若者の意見反映に努めてきたところです。
1-2	1. 基本理念にある「次代の社会を担うすべての子ども」が「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし」続ける好循環を生み出すには、気候変動対策は必須の課題となっています。現在でも夏の酷暑は深刻で、子どもたちは熱中症による命の危険にさらされ、外遊びやプールなど著しい活動制限により子ども期の経験・育ちが奪われ、温暖化により権利が侵害されている状況がある。また、第1章 計画の策定にあたって 1. 策定の趣旨には、大阪府は「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組を進めることによってSDGsの実現の寄与していくことが謳われている。気候危機対策を計画の「重点施策に」位置づけ、子どもの権利保障、安心な子育て支援の視点から取り組み、検討していくことを計画に位置付けるべき。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。

2. 第4章(基本方向に基づく取組)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
2-1	2. 重点的な取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「(1)個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化」について、「学力」をどう捉えるのかの観点が必要だと考える。 一人ひとりの学力・学習状況を把握するために、「全国学テ」「すくすくウォッチ」「チャレンジテスト」など国・府指定の多くの学力調査が行われている。テストばかりで学びの時間がそもそも奪われていることを考えるべき。悉皆・指定のテストを行わずとも、傾向は十分掴めているはず。また、事前学習・対策などのニュースも聞かれ、そもそもの目的を逸脱している。 何をもって「学力」ととらえるのか、子どもたちが「幸せに」「well being」を実現できるような「学力」をつける必要があるのではないか。大阪が率先して「ともに学び ともに育つ ともに生きる」教育から社会の実現に向けて、全国・世界へ発信できるぐらい取り組んで欲しい。	「小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテスト」については、児童生徒の学力を把握・分析することで授業改善を図るほか、中学生チャレンジテストの調査結果については大阪府公立高等学校入学者選抜の評定の公平性の担保のために活用するものであり、引き続きこれらの事業を通じて生徒一人ひとりの学力向上への意欲を高めていきます。
2-2	2. 重点的な取組の「5 豊かな心と健やかな体の育成」の「(1)豊かな心のはぐくみが」人権の取組の中の一つに埋もれているのが残念でならない。 人権は大前提・最重要事項と考えており。本計画の始めにあるものとして記載すべきであり、「子どもの権利条約」等の記載も強く求める。	第3章 計画でめざす基本的な目標 2. 基本的視点の「①子どもが主役(こどもまんなか)である視点」において、「子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの最善の利益及びウェルビーイングの向上を図ることが大切」と記載しています。
2-3	3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」で「2 小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施」とあるが、学力・学習の状況把握のために全国学力・学習状況調査をはじめ、多くの学力調査が行われることにより、事前練習などの本来の目的とかけはなれた状況や調査に時間がとられ、子どもたちの学びの時間確保にも影響を及ぼす現状がある。本事業の実施により意欲を低下させる子どもがいる現状もある。本事業に対する子どもの意見及び学びに対する子どもの思い・意見を聴取し、反映させる必要がある。 (ほか、同様意見2件あり)	「小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテスト」については、児童生徒の学力を把握・分析することで授業改善を図るほか、中学生チャレンジテストの調査結果については大阪府公立高等学校入学者選抜の評定の公平性の担保のために活用するものであり、引き続きこれらの事業を通じて生徒一人ひとりの学力向上への意欲を高めていきます。 なお、個別事業の取組も含め子ども計画の策定にあたっては、子ども計画(案)を審議する大阪府子ども家庭審議会に大学生を子ども・若者当事者委員として任命し、広く意見を聴取しております。
2-4	3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「(3)障がいのある子どもたちの教育の充実」に「2 在籍者数の増加に合わせた支援学校等の環境整備」とあるが、大阪府の「ともに学びともに育つ」教育を基盤に取り組むべきである。在籍者数を増加させる理由はどこにあるのかを今一度検討し、分離教育の推進の一助とならないように、支援学校在籍者の子どもの声やともに育ってきた仲間を聴く必要がある。	府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っており、引き続き障がいのある幼児児童生徒が生き生きと笑顔で過ごせるために、一人ひとりの生活自立や社会的自立をめざした教育の充実に取り組んでいきます。
2-5	3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「(3)障がいのある子どもたちの教育の充実」に「3 小・中学校における支援学級の指導のさらなる充実」とあるが、支援学級在籍の子どもはもちろんのこと、原学級の子どもの声も聴く必要がある。その上で、分離教育の一助になるような抽出を前提とした特別の教育課程の編成ではなく、原学級保障の中でおこなうことができる、特別の教育課程を検討する必要がある。	

2-6	3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「(3)障がいのある子どもたちの教育の充実」に「9 通級指導教室の充実」とあるが、支援学級在籍の子どもはもちろんのこと、原学級の子どもの声を聴く必要がある。その上で、分離教育の一助になるような抽出を前提とした特別の教育課程の編成ではなく、原学級保障の中でおこなうことができる、特別の教育課程を検討する必要がある。	
2-7	3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「9 通級指導教室の充実」について、障がいのある・なしにかかわらず、すべての人が互いに尊重し、いきいきと生活できるインクルーシブ社会を築くためには、就学前・小学校から「分離」教育につながらないよう、大阪がこれまで大切にしてきた「ともに学び ともに育つ ともに生きる」インクルーシブ教育が必要である。まずは、通常の学級における支援や合理的配慮について検討することが重要だと考える。通級指導教室が「分離」教育につながらないようにすべき。	
2-8	3. 個別事業の取組の「5 豊かな心と健やかな体の育成」の「(2)学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進」に「3 スクールカウンセラー配置事業」について、子どもの声は日々変化する浮き沈みがあるので、子どもの声を日常的に聴いて伴走できるよう、各学校に兼務や非常勤ではないスクールカウンセラーの常駐化が必要である。	スクールカウンセラーについては、政令市を除く全小中学校に配置するとともに、府立高校・中学校においては全校配置に加え、重点配置校及びステップスクールへの重点配置を進めており、引き続きスクールカウンセラー等による学校教育相談体制の充実を図っていきます。
2-9	3. 個別事業の取組の「6 将来をみすえた自主性・自立性の育成」の「2 SDGsジュニアプロジェクト事業」において、「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」の活用が示されているが、2025年に開催される一過性のイベントに関連するプログラムを今後の計画に位置付ける必要はないと考える。地域独自の探求学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育むことができる。	「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」は、万博をきっかけに持続可能な開発目標(SDGs)について知り、地域や社会の課題を自分と関連づけて考え、その課題の解決に向けて、探究活動を展開する内容となっています。本プログラムを活用することで、2025年大阪・関西万博がめざす未来に触れ、SDGsへの関心を高め、その達成のために自分にできることを考えることを通じて、知識・技能、思考力・表現力や人間性などを育むことができると考えています。
2-10	3. 個別事業の取組の「6 将来をみすえた自主性・自立性の育成」の「2 SDGsジュニアプロジェクト事業」について、「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」は2025年のみのものではないか。数年単位の方針・施策とは適合していないと考える。	
2-11	3. 個別事業の取組の「9 子どもの居場所づくり」の「(2)放課後等の子どもの居場所づくり」の3事業(放課後児童クラブ・おおさか元気広場・放課後等デイサービス)について、大阪府と市町村が連携し、学校とも連携した災害対策の強化を推進することを計画に盛り込むべき。	「大阪府子ども計画」第6章の5「(5)地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」において福祉部と教育庁等との連携による放課後の居場所づくりについて記載しており、放課後児童クラブの災害対策については、業務継続計画の策定等に関して、教育庁とも連携のうえ市町村への周知や助言等を行っていきます。

2-12	2. 重点的な取組に「23子どもの権利を保障する取組の推進」と記載されているが、子どもの権利条約をふまえ、子どもの権利保障のために、子どもの相談救済機関および子どもの権利に関する人権機関の設置推進を進めることが必要。子どもの意見表明を大切にするとしながら、やはり大人や学校の論理・理屈で抑え込んでしまっている。	府では、こども基本法第11条において、こども施策を策定、実施、評価する際に、子ども・若者、子育て当事者その他関係者の意見を反映するために必要な措置を講じることとされていることから、意見表明の機会づくり等を通じて子ども・若者の社会参加・意見反映を進めていきます。
2-13	3. 個別事業の取組の「25 青少年の健全育成の推進」において「3 有害図書類・有害玩具刃物類への規制」という文言があるが、2024年12月16日付で大阪府から報道発表されている通り、大阪府では「有害図書類」「有害玩具刃物類」という単語は広報では用いない方針であるため、実運用上は留意すべきである。	ご指摘のとおり大阪府では府民に誤解を与える可能性があることから、広報物において「有害図書類」「有害玩具刃物類」という表記は使用せず、「13条指定図書類」「16条指定玩具刃物類」という略称を使用することとしています。 大阪府子ども計画では、略称を使用することで、規制対象が分かりにくくなるため、「13条指定図書類(有害図書類)」「16条指定玩具刃物類(有害玩具刃物類)」という表記に修正することとし、それ以外では「13条指定図書類」「16条指定玩具刃物類」という略称を使用するよう留意いたします。

3. 第5章(重点施策)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
3-1	「重点施策③ すべての子どもへの学びの機会の確保」に記載されている「夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成」「すべての子どもの学びの確保」は必要だと同意する。ただ、「夢や志を持つ」ことが目的とならないよう、押し付けにならないようにして欲しい。「絶対、夢を持たないといけない」としないで欲しい。夢がなくてもいいと思います。価値観の押し付けはしないで欲しい。「夢はない」「将来設計は考えたくない」という子どもも尊重して欲しい。「社会の一員」というのは「社会の役に立つ」と同義ではなく、固定観念や価値観を押し付けられず、子どもが自由に多様な選択ができる施策・取組が必要だと考える。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
3-2	「重点施策④ 確かな学力の定着と学びの深化」の(3)成果指標では、「全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率および無回答率」「目標値:全国との値との比較」となっている。子ども計画では、子どもの意見を聴取して施策を評価する必要がある。全国との値との比較では大人からの一方的な評価であり、そもそも成果指標として適当ではないと考える。このような指標では、競争を煽るようなことをしており、子どもの学ぶ意欲もあがない。子どもの意見・思いを反映した指標となるよう見直す必要がある。	自治体こども計画の策定にあたっては、国のガイドラインにおいて地域福祉計画や教育振興基本計画などの上位計画・関連計画と整合性を図ることとされており、重点施策の成果指標については、国のこども大綱、現行計画の重点施策や今般の府の政策課題などを参考に設定しているところでは、 ご指摘の「全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率・無回答率」については、第二次大阪府教育振興基本計画においても成果指標として設定されており、目標値として「全国の数以上の達成・維持」と掲げられていること、また、現行計画である大阪府子ども総合計画でも既に一部数値目標として設定されていることから、大阪府子ども計画の成果指標においても同様に成果指標として設定したものです。 なお、重点施策の成果指標も含め子ども計画の策定にあたっては、子ども計画(案)を審議する大阪府子ども家庭審議会に大学生を子ども・若者当事者委員として任命し、広く意見を聴取しております。
3-3	「重点施策⑨ 子どもの貧困対策の推進」の「(1)方向性」に「(1)学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守りや支援につなぐ」との記載があるが、基本的には子どもたちが日々通う学校が発見・初期対応をする必要があると思う。 ただ、今の教員の多忙化・不足の中では、対応したくてもできない状況であり、児童生徒コーディネーターを全校1人以上配置にするなど、対応する教員を増やさないと、現状は打破できないし、好転しないので、対策をお願いしたい。	貧困等の課題に対して福祉的な観点から専門的な助言を行うことができるよう、小中学校においては、政令市・中核市を除くすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう府から補助を行っています。スクールソーシャルワーカーとともに教職員が「チーム学校」体制で組織的に対応することにより、早期の段階から適切な支援が図られ、ひいては教職員の負担軽減につながるよう働きかけています。

4. 第6章(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
4-1	「大阪府幼児教育センター」の記載がありますが、大阪府幼児教育センターの研修内容に文科省が重点項目として いる「保幼小の架け橋プログラム」の推進のため、保幼小の教員による合同研修を企画いただき、しっかりとしたコー ディネーターのもと定期的に研修が行われるようお願いしたい。現在、多くの市町村教育委員会は小中連携に力を入 れて、保幼小の連携・接続には関心を持たれていませんが、保幼小接続が充実しないとその上には何も積めないと思 います。是非とも今回の「大阪府子ども計画」に盛り込んでいただき、大阪府教育委員会より発信していただきたい。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考と いたします。 保幼小教員の合同研修については、令和5年度に幼児 教育関係教員と小学校教員を参加対象とした幼小接続推 進フォーラムを開催し、令和6年度についても2月に実施 予定です。 なお、大阪府子ども計画には、第4章3. 個別事業「3 幼 児期までの子どもへの教育・保育内容の充実」における 「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」の記載に加え、第 4章3. 個別事業「10 必要な人に必要な支援が届く仕組 みの充実」において「校種間連携の強化」として保育所・幼 稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・支援学校の段 差を解消し円滑な接続を図る旨を記載しております。

5. 第7章(都道府県子どもの貧困対策計画)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
5-1	「Ⅴ 第三次計画における具体的取組」の「視点4 保護者が孤立しないように支援します」について、妊婦への支援と 性暴力支援センター 大阪(SACHICO)の継続支援をお願いしたい。24時間たらい回しでない病院拠点型ワンストップ センターの存続が必要である。すぐに相談・対応しないといけないうる緊急性、とりあえずここに来たらという安心感が必 要である。セーフティネット中の大きな一つだと考える。府内1か所でなく、北部にも欲しいくらいである。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考と いたします。

6. 第8章(都道府県ひとり親家庭等自立促進計画)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
6-1	「Ⅱ ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題」の「2. 第五次計画策定にかかるひとり親家庭等へのアンケート調査」の 「(6) 制度等の認知・利用状況」に「施設・制度の認知及び利用状況」のアンケート結果がありますが(331ページ)、窓 口を開設しても、周知が不十分だったり、どう利用していいのかや初めにどこに相談に行ったらいいのかわからない方 も多いのではと推察される。窓口が細かく分散されるのも利点としてはあると思うが、自分はどこの対象なのか、ど こに行けばよいのかわからず、立ち止まっている方もおられると思う。また、そもそも申請書が書けなかったり、書 類の意味がわからない方もおられるので、丁寧な1対1の対応をお願いしたい。	基本目標5「相談機能の充実」において、ひとり親家庭の 相談窓口である府立母子・父子福祉センターが市町村と の連携やインターネット・SNSを活用した周知に取り組み、 同センターの認知度を高め、同センターへの相談件数を増 加させることとしており、引き続き、窓口の周知に取り組み ます。

7. 第9章(都道府県社会的養育推進計画)について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
7-1	「4 児童相談所の強化等に向けた取組」について、市町村の相談支援体制の整備をお願いしたい。特に中核市で新規で開設される場所への支援の充実をお願いしたい。 市町村のみでは職員の数が限られているので、研修の充実には限界があると思う。市の体制によりますが、実際に対応する職員の資質・経験の影響は大きいと考えられる。回数・内容・他市町村への異動交流等を含め、より一層の研修を受けやすい体制づくりをお願いしたい。	中核市の児童相談所設置について、各中核市の意向を踏まえ、派遣研修の受入や児童相談所の運営ノウハウの提供などにより児童相談所が円滑に設置されるよう支援しています。 また、市町村こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修や市町村の児童虐待対応のための研修等を実施するなど、引き続き研修の充実を図っていきます。
7-2	「5 一時保護機能の強化に向けた取組」について、一時保護施設の拡充をお願いしたい。また、一時保護の際、子どもの意見を大切にしたいが、客観的に自分のことを把握できる子どもが全てではないので、まず命第一、安全確保をお願いしたい。 施設が少ないこともあって、一時保護の際、家に帰すのが心配というリスクが高いまま、保護解除になったケースがある。一時保護解除後、正確に子どもの現状を把握することが難しくなったケースがある。 せめて子どもたちには一時保護がよかったんだと思えるように対応していただきたい。一時保護により生活環境は大きく変わる。安全が確保される案件だが、せめて学校が変わらないような対応を増やすなど、一人ひとりの細やかなニーズに対応できるような施策を望む。	府では、令和5年10月に3か所目の一時保護施設を開設しており、府内中核市の児童相談所設置の動向も注視しながら、現在の定員を維持する方針です。 児童一人ひとりのニーズを踏まえた一時保護の受け皿確保や、一時保護中の環境の充実が重要であると認識しており、引き続き、一時保護中の児童の権利擁護、環境整備等の課題整理や今後の対応にかかる検討を進めてまいります。
7-3	「11当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明当支援等)」の中に、意見表明支援事業の展開やアンケートによる意見聴取などはあるが、子どもが意見を表明し叶えてもらった体験ができる仕組みづくりが大切だと思う。また、その仕組みをつくるためには「こどもの参画」が非常に重要であると考えています。そのため、府の取組として「こどもが意見を言い合える場や叶えてもらった体験ができるよう、こどもを参画させた仕組みづくりに努める」などの記載があっても良いのではと思う。 また、第9章 都道府県社会的養育推進計画の「13 母子生活支援施設の活用について」の「整備・取組方針」に記載されている「市町村への理解促進を図ります。」について、現状、入所事業も新たな家庭支援事業への参画に関しても市町村の判断に委ねられている。そのため、「地域支援の向上のため市町村が母子施設と協働する必要があるとの理解が得られるような働きかける」といった記載がある方が良いのではと思う。	府では施設入所等の措置や一時保護が採られている児童等の処遇にかかる意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を意見表明等支援員が聴取する意見表明等支援事業を実施しており、子どもの意見を汲み取る仕組みを充実するとともに、表明された意見が児童にフィードバックされるよう、施設職員等への研修や啓発プログラムを通じた周知・理解醸成に取り組んでいます。 また、母子生活支援施設は、困難な問題を抱える妊産婦や親子関係再構築にかかる支援など、幅広く活用される施設であり、府と施設が協働して情報交換等を進めながら、市町村への理解促進を図っていきます。

8. その他子ども計画全般についてのご意見・ご提言

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
8-1	こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として「意見を聞く対象が一部の個人・団体・地域あるいは一部の属性に偏らないように努める」と記載すべき。 また、自治体の責務として、「こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」と記載すべき。こども・若者の意見を聞くにあたり、発信前に大人が過度に干渉して子どもの意見に影響を与えることは慎まねばならないが、意図せずとも、熱心に情報提供するだけでも結果として干渉となることがあり得るし、更には意図的に干渉する場合も想定されるため、自治体において適正に対処することが求められる。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合によっては記録することも委ねられることから厳に干渉が戒められるべき。 こども計画において、こども・若者の意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けるような記述をしないよう求める。こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、配慮をお願いしたい。 さらに、行政・連携団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そして提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載すべき。意見を表明したこども・若者のみならず、表明しなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想である。一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用につながる取組であり、参政権を有する大人・若者から広範に理解・支持されるよう十分に情報公開する必要があると思う。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。 なお、大阪府子ども計画の策定にあたっては、子ども計画(案)を審議する大阪府子ども家庭審議会に大学生を子ども・若者当事者委員として任命するとともに、子ども・若者当事者向けヒアリング、おおさかQネットを活用した子ども・若者向けアンケート、大阪府子ども計画(やさしい版)を作成し、子ども・若者向けパブリックコメントを実施するなど、広く意見を聴取しています。
8-2	第4章 基本方向に基づく取組 3. 個別事業の取組の「5 豊かな心と健やかな体」の「3 性に関する指導の推進」に記載されている「生命(いのち)の安全教育の取組の推進」を支持する。「包括的性教育」を推される向きもあるようだが、未だ広く理解・支持が得られておらず、その中身も話者によって変わることから、現状では採用は不适当である。 第10章 推進体制等の「2. 計画の進捗管理等」において、本計画に関する様々な施策・事業について、自治体において年度ごとに事業評価がなされ、確実に市民に公開されることを望む。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必要な事業を無理せずともしっかりと守るためには市民にその必要性が示され続けなければならない。 自治体の責務として「連携する民間団体等について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」と記載すべき。世の中には多様な民間団体等があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定される。 スライド400枚弱はあまりにも見づらい。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。

9. 施策についてのご提言

①保育人材の確保策等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9①-1	長引く保育士不足で保育の現場は疲弊している。大阪府として確保目標を持って保育士不足の解消のための具体的な対策を早急にすべき。 (ほか、同様意見19件あり)	保育所等で一定期間従事することで返還免除となる保育士資格取得のための修学資金等の貸付けや、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の復職支援を行うとともに、大阪府として独自に地域限定保育士試験(試験開始時の平成27年度から約3,800名が合格)を実施しており、引き続き保育人材の確保に努めていきます。
9①-2	保育士の人数が増えれば増える程、子ども1人1人に丁寧に関わることができる。保育士1人が排泄などで1人の子どもの関わっている間に、保育士1人で定数以上の子どもを見ないといけない現状である。 保育士1人に対する子どもの人数では散歩に行くのも大変であり、保育士の配置基準を引き上げて欲しい。 (ほか、同様意見2件あり)	国において令和6年度から、3歳児、4・5歳児の配置基準が見直されたことに加え、令和7年度から、1歳児の職員配置を5対1以上に改善した場合に、加算措置することが検討されております。

②子どもの学び等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9②-1	大阪府チャレンジテストをやめるべき。子ども達の多様な能力は、あのテストだけでは測れない。テストが増えて、子ども達への負担も大きく、各市町村・学校がその結果で一喜一憂しているのは本来の「子ども達を感性豊かに育てる」教育の本質とかけはなれたものである。このテストに割く財源・手間を、他の有意義な取組に回すべき。 不登校が増えており、悩みを持つ子どもに寄り添える時間を教師が持てるように人材確保策をもっと文部科学省に訴えて、大阪府も精一杯努力すべき。「不登校特例校」を設置して終わりではなく、学校から不登校が減り、少しでも多くの子どもたちが地域集団の中で義務教育を終えられるように、教師の確保・業務軽減、スクールカウンセラーの配置、専門家・専門機関との連携がとれるように更なる充実をお願いしたい。	「中学生チャレンジテスト」については、生徒の学力を把握・分析することで授業改善を図るほか、調査結果については大阪府公立高等学校入学者選抜の評定の公平性の担保のために活用するものであり、引き続きこれらの事業を通じて生徒一人ひとりの学力向上への意欲を高めていきます。 また、不登校対策については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置のほか、小中学校に設置された「校内教育支援ルーム」に「校内教育支援員」を配置するとともに、府立高校においてNPO等の民間支援団体と連携した「居場所」を15校に設置しており、引き続き不登校の児童生徒に対して適切な支援・対応を行っていきます。
9②-2	子どもたちが学習内容を深く理解し、すべての学びの基礎となる確かな学力を身につけることができるよう、一人ひとりの声を聴き、授業検討、取組の実践が必要である。その声は数値で測られるものではなく、自己の成長を願うものである。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のためにも、子どもの声を聴くアドボケイターを育てる必要がある。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。

9②-3	大阪府子ども計画に、子どもたちが仮想都市で遊びながら社会の仕組みを学ぶことができる取組を盛り込むべく提案したい。第5章 重点施策において「重点施策⑥ 将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりの推進」と記載されており、まさに絶好の時期に「環境づくりの推進」に寄与できる取組ではないかと思う。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
9②-4	府立高校における総合的探求の時間の充実や障がいのある生徒へのエキスパート支援員などが記載されているが、そもそも公立高校の廃校が相次ぎ、勉強が苦手でも公立の高校に行きたい子どもたちや近くの公立高校に行きたいと願う子どもたちの思いや声を潰している。「ともに学びともに育つ公立高校」を残していくことで教育の充実を図るべき。 学校教育においてスクールカウンセラーがいることは子ども・保護者に寄り添える存在として不可欠であるが、そのスクールカウンセラーが継続して勤務できるようにすべき。 配偶者などからの暴力について、女性に対するキャンペーンを強調するのではなく、男女関係なくその個人を暴力から守るような文言にすべき。 ファミサポ事業を推進するのであれば、それと併せて援助会員のサポートをどう強化していくのかも計画に盛り込むべき。 性教育が遅れている日本で、教育の中に入れていくにはまだまだ人材が足りない。もっと子ども一人ひとりが大切にされるよう、教育現場だけでは不足している人材の確保に取り組むべき。 大阪府として子どもたちがなりたいものになれるような計画になっているのか疑問である。保育・教育現場に押し付けているだけの計画が多くて残念である。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。 なお、ファミリーサポートセンター事業については、実施主体である市町村において、地域の実情に応じて実施されるよう府として事業の運営を支援していきます。
9②-5	社会や地域とつながる探求的な学習の実践について、地域の人・教材との出会いは子どもの探求的な学びのために有効であり、進めていくべきと考えている。そのためには、学校・地域の課題子どもの実態を把握している学校教職員の独自性や自由な教材設定などが必要である。これを認め合い、積極的に進めるために柔軟な学校体制を構築できるような施策・支援が必要である。現在の学校現場の状況では、地域の方々との打ち合わせにも十分な時間を割くことが難しいと感じる。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
9②-6	少子化を課題とされているが、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と関連する事業は存在しないことから、EBPMの観点から個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストを考慮し、その結果を市民に開示することが必要だと思う。 いじめ対策として、学校と警察との連携について記載し、その連携について児童・保護者に周知すると記載すべき。 高校・大学等の高等教育への就学支援について、就学せずに働くこともこども・若者の権利であり前向きな選択肢の一つであると記載し、就学者への過剰な支援により非就学者が不利となって新たな不平等を生まないう配慮することを記載すべき。現在は早期に就業した者からは税を徴収し、その税をもって就学者を補助する形となるため不平等感がある。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。

③障がいのある子どもの学び等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9③ー1	大阪がこれまで大切に取り組んできた「ともに学び、ともに育つ」教育は、日本の教育の先駆けだと思っている。障がいのあるなしにかかわらず、互いに支え合い共生社会を築いていくためには、インクルーシブ教育が必要であり、通常の学級における支援や合理的配慮を充実することにより、すべての人がともに生きる社会を築いていけると考える。 そのためには、通常の学級に在籍しながら、必要な支援や配慮を受けることができる体制が必要であり、通級指導教室の充実が急務な課題である。児童、保護者からのニーズは非常に高くなっています。人的にも予算的にも充実されるべきだと思っている。	府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っており、引き続き障がいのある幼児児童生徒が生き生きと笑顔で過ごせるために、一人ひとりの生活自立や社会的自立をめざした教育の充実に取り組んでいきます。
9③ー2	障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、子どもの声を聴く必要がある。子どもにとって必要な多様な学びの場を設けるとともに、府立支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校園における校内支援体制の充実に向けた支援を行う必要がある。 そのためにもコーディネーター加配を増員し、配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実や、登校しないと選択した子どもたちのための支援コーディネーターが必要である。 さらに、日本語指導が必要な子どもたちの声を聴き、どのような支援が必要かを考えて行う事ができるように、日本語指導員だけでなく、支援コーディネーター等を増員する必要がある。	府では、府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを中心に、地域の小・中学校、高校等の教職員や子どもたちの教育ニーズに応じた指導・支援や校内支援体制の充実に向けた助言を行っており、引き続き校内支援体制の充実を図っていきます。 また、府では、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒について、自らのルーツのある国・地域に関わる歴史的・文化的な背景に誇りをもち、アイデンティティを確立して自己実現を図ることが重要であるという認識のもと、母語・母文化に対する学びの支援も大切にしながら、学校生活への円滑な適応と教育活動の参加に支障が生じないよう日本語指導の充実に努めています。 小中学校における日本語指導が必要な児童生徒については、日本語指導加配教員に加え、7地域に1名ずつの外国人児童生徒支援員を配置して、適切な支援に努めているところです。また、少数散在で日本語指導を十分に受けられていない児童生徒を対象に、府の指導員による「オンライン日本語指導」を実施しています。

9③—3	障がい者の雇用についてのデータはまとめられていたが、障がい者の進学についてのデータはなかった。障がいのある生徒も進学と就労を自由に選択できるべきであり、進学に関する実態も調査すべき。障がいのある生徒全体に対する進学率や実際に行われている医療的ケアも含めた介助や配慮について調査し、データを提示していただきたい。 また、支援学校に入学・進学を考えている児童生徒及び家族に対して、普通学校への進学を考えているかなどの潜在的なデータの調査を行うべき。そして、その潜在的なデータからどのような配慮があれば障がいのある生徒が普通学校を選択肢に入れることができるのかを明確にし、教育現場のバリアフリー化に反映していただきたい。 進学の際の受験における配慮については、受験者側の手続が煩雑になっている印象がある。障がいの有無にかかわらず、受験者は本番への準備に追われ、煩雑な手続に手が回らないので、体系化された利用しやすいシステムにするべき。 雇用と就労に関して、障害者の雇用のデータを提示する時にその就労先が一般企業か就労継続支援A型事業所なのか就労継続支援B型事業所なのかは細かく分けて示すべき。また、就労継続支援事業所に関してはさまざまな障がいの種類や重軽度に応じて作業内容や給与を細かく分けた形で提示するのが良い。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
9③—4	第4章 基本方向に基づく取組 3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「(3)障がいのある子どもたちの教育の充実」の「1 障がいのある生徒の高校生活支援事業」について、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するためには、ソフト面での支援のほか、ハード面での支援や学校施設環境についての支援も必要になってくるように思う。 施設環境についてはユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、地域の小中学校を卒業しても、支援学校とそれ以外の府立高校を選びやすくするのは環境を整えることが「ともに学び、ともに育つ」教育を推進していくために必要ではないかと思う。同時に高校を卒業した後の大学等についても、これらの取組が行われるのであればより一層、この教育についての可能性が広がっていくものと思う。 他にも様々な取組があり、それらが有効に働いていけば、第4章 基本方向に基づく取組 3. 個別事業の取組の「5 豊かな心と健やかな体の育成」に記載されている「4 障がい理解教育の推進」につながるものと思う。 障がいについて社会への理解を進めるためには、各取組について目標・評価を明確に定めて取り組み、その結果を考えることが必要である。また、当事者や社会福祉関係者からの講義や資料研究、さらに実際に校外学習で外へ出て実際に障害とそれを取り巻く社会を体験することや、様々な手段を通じて適応していく事を通して理解していくことも良い手段だが、「4 障がい理解教育の推進」の記述内容が抽象的で、どのように取り組んでいくのかがわかりにくく感じたため、障がいについて理解するためには、どのような教育が必要なのかを明確に展望を記述することが大切と思う。 第5章 重点施策の「重点施策⑩ 障がいのある子どもへの支援の充実」についても、医療・福祉支援、教育支援、地域支援、就労・定着支援と項目があるが、「施策の内容」としてまとめられているのが医療・福祉支援のみと範囲が狭まり、取組が単純化されているのは疑問に思った。 第4章 基本方向に基づく取組 2. 重点的な取組の「基本方向3 若者が自立できる社会」の「12 若者の就職支援」の「(3)障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援」や第5章 重点施策の「重点施策⑦ 若者の就職支援」の「(2)施策の内容」に記載されている「障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援」についても、抽象的だったり目標・評価が曖昧でどのように支援を行っていくかが明確になっていないように思う。 第4章 基本方向に基づく取組 3. 個別事業の取組の「4 確かな学力の定着と学びの深化」の「(3)障がいのある子どもたちの教育の充実」の「13 学校卒業後等の学びの場づくり」についても、主体的な支援拠点がはっきりしておらず、情報発信がきちんと行えていないこともあるのではないかな。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。

④子どもの居場所等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9④-1	地域活動の一環で子ども食堂等の活動に力を注いでいる。基本方向2にある「子どもが成長できる社会」に深く賛同する。子どもが成長するにあたり年代別の居場所が必要です。低年齢は「愛を受け取りはぐくむ」、小学校高学年以上は「繋がり生き抜く力」が必要と考える。地域教育の普及と浸透のために、メタバース空間を活用した社会活動を体験できる場を提供することで、子どもが「働く」「稼ぐ」「使う」「社会のルールを学ぶ」といった活動を、現実世界と仮想空間の両方で実現していくことを提言する。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
9④-2	子どもが地域とつながるためには地域に活力が必要である。府としてリバティ大阪の再建や隣保館への支援などの民間事業への支援が必要である。	府では隣保館・児童館など多様な主体との連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供等を通じて市町村を支援しているところであり、引き続き地域の実情や多様なニーズ寄り添った福祉サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)への支援等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9⑤-1	学童保育(放課後児童クラブ)について、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利条約をより一層反映した保育内容をめざして欲しい。学童保育で働く指導員が子どもたちの声を聴き、適切な対応ができるよう、また安定して働き続けられるよう、研修の保障・充実して欲しい。 また、放課後児童クラブ運営指針を各市町村にも周知し、担当課・指導員ともに運営指針について学習する機会を作って欲しい。市町村担当課が大阪府内の担当課と交流する場を設けて欲しい。 学童保育がもっと子どもたちにとって、安心し楽しく通える場所になるよう、また、指導員がやりがいを持って働けるよう施設整備・予算増額をお願いしたい。学童保育の指導員の確保をお願いしたい。学童保育が災害時も役割が發揮できるよう、施設整備・指導員の資質向上や研修を行って欲しい。 障がい児も安心して仲間とともに生活ができるよう、支援体制・人員確保をお願いしたい。 (ほか、同様意見10件あり)	放課後児童クラブで働く支援員等への研修については、大阪府として放課後児童支援員認定資格研修及び放課後児童支援員資質向上研修を実施しており、できるだけ多くの方が受講できるよう引き続き研修の機会の確保に努めていきます。 運営指針については、市町村に対してHPを案内しており、引き続き会議や研修の場等を通じて市町村へ周知していきます。 整備費補助については、国の補助事業の対象となる新規整備や余裕教室の改修などの事業を実施する市町村に対して府も補助しています。引き続き市町村の放課後児童クラブの整備を支援していきます。 また、支援員の確保については、実施主体の市町村において取り組まれているところですが、府としては放課後児童支援員認定資格研修の実施により支援員を確保するほか、市町村に対して国が実施する指導員の処遇改善事業の活用を働きかけていきます。

⑥外国人の子どもへの支援等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9⑥ー1	こども基本法では、人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況、置かれている環境等にかかわらず、「全てのこども」について、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることを定めている。 なにより大阪府は、統計上全国3番目に外国人住民が多く、また、在日朝鮮人については全国で最も多く住んでいるという地域的な特色があり、こども大綱には「個性や多様性が尊重され」、「成育環境等によって差別的取り扱いを受けることのないようにする。」と明記されている。 しかしながら、89ページに「20 外国人の子どもへの支援」の項目はあるものの、いわゆるニューカマーの外国人の子どもへの個別的支援が念頭に置かれている印象であり、在日朝鮮人などのオールドカマーを含めた定住外国人の子どもたち全体を、大阪府としてどのように支えていこうとするのかというビジョンが見えず、定住外国人の子どもに対する視座が決定的に欠けているといえるのではないかと考える。 当事者自身も制度的な不平等すべてを把握できるわけではなく、行政として外国人学校(幼稚園)に通う子どもたちのおかれている状況をトータルで把握するためのしくみが必要であり、それらの不平等を是正していくための自治体としての積極的な取組が求められると考えており、学校の法的区分等にかかわらず、すべての子どもたちが同様に扱われるよう、特に項目を定めて言及すべきではないかと考える。 また、朝鮮学校に対するヘイトスピーチなど、いまなお外国人の子どもたちは差別と暴力に直接的にさらされていることから、大阪府がヘイトスピーチなどの外国人に対する差別と暴力を絶対に許さないことを子ども計画に明記すべきではないかと考える。 このような定住外国人の子どもたちの置かれた状況を改善していくためにも、定住外国人当事者の意見を反映するための具体的なしくみが必要ではないかと考えており、第10章「推進体制等」の「大阪府子ども家庭審議会」において、「子ども・若者及び子育て当事者の意見を施策に反映する」とありますが、こちらの審議会の委員には定住外国人の当事者団体や支援団体、定住外国人に関する研究者など専門家・有識者を加えること、また定期的な外国人当事者からの意見聴取の機会を設けるなどの具体的な施策が必要であり、それらを素案にも明記すべきではないかと考える。 くわえて、定住外国人の子どもたちから直接的に意見を聴く機会やしくみについても明記すべきではないかと考える。 (ほか、同様意見56件あり)	大阪府子ども計画はこども基本法に基づく計画であり、法の趣旨を踏まえ、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすこととしています。本計画においても、外国人の子どもへの支援について、第4章1. 施策体系と第4章3. 個別事業の取組に記載しています。また、こども基本法第11条に基づき、大阪府子ども計画の進捗管理及び検証・評価にあたっては、幅広く意見を聴取することとしています。

⑦子どもの権利擁護機関の設置等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9⑦-1	子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもにとって最善の利益を図るためにも、子どもアドボカシーセンターOSAKAのような子どもの相談救済機関や子どもの権利に関する人権機関の設置するなど、府としての支援を推進する必要がある。また、全ての子どもが意見を表明しやすいように「子どもの権利条約」の冊子配布や、保護者、地域にも啓発活動を進める必要がある。さらに、電車やバスのラッピング等も活用し、様々な場面で多くの人に見てもらい、理解促進に努める必要がある。	子ども家庭センターにおいて子ども・若者に関する様々な相談を受け、相談の内容や状況に応じた支援を行うとともに、こども基本法・児童福祉法の理念や子どもの権利に関する啓発を進めていきます。
9⑦-2	「大阪府子ども計画」では、子どもの権利擁護を重視することが謳われており、大変心強いものである。権利擁護の実現には、子どもの声を聴き取り、子どもとともに課題解消を図ったり、子どもの権利が守られているかを行政から独立した立場でモニターし、調査・勧告する権限を持つ第三者機関が必要である。とくに大阪府内の子どもに関しては、貧困・虐待・暴力・不登校・いじめ・自殺などが全国よりも高い状況が今回の計画(素案)で明らかにされており、子どもコミッショナー／オンブズパーソンを大阪府として設置することを計画に盛り込むべき。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。

⑧保育料・給食費の無償化等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9⑧-1	少子化対策と言われて何年も経っているが、根本的な問題が解決されていないように思える。 経済的な理由で 出産をあきらめたり 子育ての将来に夢を持てなかったりしている家庭には、経済的負担・不安の解消が求められるのではないかと。 保育の分野においては乳児の保育料無償化や3歳以上の給食費の無償化の早急な実施を求める。大阪府の単独予算で何とかすべき。	少子化対策については、結婚・妊娠・出産、子育てというライフステージに応じた切れ目のない支援が重要であり、経済的負担の軽減も支援の手法の一つと考えております。 保育料・給食費の無償化については実施主体の市町村において実施の可否を判断していただくものと考えております。
9⑧-2	収入が増えれば、もう一人子どもを生みたい人が48.7%であることから、経済的負担の軽減が必要であることが分かる。大阪府の単独予算で乳児の保育料無償化や3歳以上の給食費無償化を実施すべき。 (ほか、同様意見1件あり)	保育料・給食費の無償化については実施主体の市町村において実施の可否を判断していただくものと考えております。

9⑧-3	収入が増えればもう一人子どもを生みたい人が48.7%であることから、経済的負担の軽減が必要であることがわかります。大阪府の単独予算で乳児の保育料無償化や3歳以上の給食費無償化を実施すべき。 長引く保育士不足で保育の現場は疲弊している。大阪府として確保目標を持ってしっかりと取り組んで欲しい。そのためには、アンケート結果でも行政に期待することとして挙げられている「給与の向上を図るための支援」「返還免除のある就学資金貸付」について、大阪府の単独予算で具体化すべき。 大阪府として認定こども園の設置・移行を推進しているが、最近認定こども園で保育士の大量退職など問題が起こっている。自治体任せにせず大阪府として検証した上で、監査内容・体制を強化すべき。 認定こども園の研修は保育教諭不足の実態を把握し、現場の負担にならないよう、研修内容と実施方法を検討すべき。 保育士不足の中、スマイルサポーターの認定を受けた保育士が担任をしているので、スマイルサポーターとしての役割を果たすことが困難である。大阪府として人件費補助を行い、地域貢献への支援ができるようにすべき。 安全対策が不十分な大阪・関西万博は中止すべき。	保育料・給食費の無償化については実施主体の市町村において実施の可否を判断していただくものと考えております。 認定こども園への指導監査については、府として定期的に実施するしており、重大事案の発生などの場合は、市町村も連携して実施しているところです。 なお、保育所等で一定期間従事することで返還免除となる保育士資格取得のための修学資金等の貸付けや、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の復職支援を行うとともに、大阪府として独自に地域限定保育士試験を実施しており、引き続き保育人材の確保に努めていきます。
------	--	---

⑨離婚後の共同養育の普及啓発等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9⑨-1	昨今の子どもが抱える問題は複合的であり、問題が深刻であるほどSOSを発信出来ない、察知されない子どもが多いため、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる必要がある。中長期的な計画なので、子どもデータ連携についても、支援のあり方まで含めて計画に盛り込むべき。 また、子どもが困難を抱えるきっかけの一つに、親の離婚や別居等の際に、元々居た家から連れ出されたり、片方の親から引き離されたりして家庭環境が変わることがある。父母の離婚後の子の養育に関する民法等が改正され、施行が間近となっているが、親の離婚による子どもへの影響を最小限にするためにも、基礎自治体を含め、これまでの自治体は、ひとりの親の意見や支援に偏った計画や運用がなされてきたことは否めないと思う。これを機に、もう少し子どもを中心に、子どもや離れて養育の一端を担っている親の意見や相談を吸い上げることの出来る体制が必要。 また、府として相談窓口・支援を府立母子・父子福祉センターに担わせるのであれば、同センターにおけるひとり親家庭の支援中心の運用を見直さなければいけないのではないかなと思う。 全てに共通することだと思うが、相談体制の強化は当然に必要なと思うものの、相談だけではなく、その先の支援に必ずつながるような計画にして欲しい。	共同養育に関する普及啓発については、府は、第8章「第5次ひとり親家庭等自立促進計画」基本目標3「共同養育の取組」において、市町村等との連携により親支援講座の周知の強化に取り組むこととしております。 いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
9⑨-2	離婚後の共同養育の普及啓発については、単に普及啓発をするだけではなく、争わずに離婚後の子どもの養育に関する計画の合意を促して支援することを計画に盛り込む必要があると思う。そのためにも、ADRの利用促進を計画に追加することが必要だと思う。既にADR利用の補助金を拠出している自治体もあるが、ADR自体の認知度の低さから利用されないという問題があるので、ADRの周知も計画に盛り込むことが必要だと思う。単なる法的手続きや弁護士相談による裁判・調停への案内は、問題の長期化・激化につながることが多く、これまでの養育費を中心とした争わせる支援から、子どもを中心に争わずに養育計画を策定する支援への転換が必要。	養育費確保に向けた取組については、大阪府養育費の履行確保等支援事業として、福祉事務所未設置の町村にお住いのひとり親の方の養育費に関する公正証書等作成や養育費保証契約費用の一部について補助を行っており、今後は強制執行やADR・ODRにかかる費用補助も予定しています。これらの取組については、第8章「第5次ひとり親家庭等自立促進計画」基本目標3「共同養育の取組」において、市町村等との連携により親支援講座の周知の強化により取り組んでいきます。

⑩受動喫煙対策等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9⑩ー1	第4章 基本方向に基づく取組 3. 個別事業の取組の「32 その他子育てを支援する取組の推進」の「(3)子育てしやすい公共施設等の整備の推進」の「3 受動喫煙防止対策の推進」、第4章 基本方向に基づく取組 2. 重点的な取組の「5 豊かな心と健やかな体の育成」の「(4)健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進」とありますが、「子どものいる場所(特に家庭内など、また利用施設や屋外でも)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき」との周知徹底と規制がより一層必要です(子どもたちの受動喫煙防止は本計画のための基本要件です。) ○子ども(胎児を含め)のいる場所や傍での喫煙(加熱式タバコを含め)は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています(既に多くのエビデンスの集積がある)。 ○子どもたち(の多く)はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの1/3以上の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 ○他の県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかあります。 貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また、大阪府受動喫煙防止条例の改定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害からより一層守る施策をお願いします。	いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。
9⑩ー2	第4章 基本方向に基づく取組 3. 個別事業の取組の「32 その他子育てを支援する取組の推進」の「(3)子育てしやすい公共施設等の整備の推進」の「3 受動喫煙防止対策の推進」について 健康増進法や大阪府の受動喫煙防止条例により路上での喫煙が増えたのではないかと。その対策として公衆喫煙所の整備は必要と考えるが、整備が進んでいるようには見受けられない。「子育てしやすい公共施設等の整備」とは何か。一方的に喫煙者を排除するのではなく、大阪府が率先して公共施設等での公衆喫煙所の整備に取り組んでいただきたい。	「子育てしやすい公共施設等の整備」とは、都市公園や道路、公共性の高い建築物等において、段差の改善・解消、エレベーターの設置、妊婦や子育て世帯に優しいトイレの整備や授乳室の設置等になりますが、いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。 なお、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により屋内での受動喫煙を受ける機会が減少傾向にある一方、屋外での受動喫煙防止対策が必要であると考え、本府では「屋外分煙所」モデル整備のガイドラインを作成し、市町村や民間事業者と連携の上、屋外分煙所の整備を推進しております。今後、一層の対策を進めるべく、いただきましたご提言については、今後の施策の参考といたします。